

## 史跡保存活用計画策定の目的と方向性

### 1 史跡保存活用計画策定に至る経緯

芦屋市が発掘調査した主尾根と東尾根の竪穴住居跡等を中心に昭和36年に歴史教材園として整備しているが、その方法は遺構を埋め戻さずに遺構面に芝を張ったのみの露出展示で、遺構に立ち入れないよう杭や柵を設けるものである。

平成23年に国指定史跡に指定された後も今日まで史跡整備に着手できておらず、雨水による土砂流出等が著しく進行している。また、史跡内の見学道は、登山道を利用したもので舗装などはしておらず、見学者や登山者の歩行や雨水の流れによって侵食が進んでいる。

一方、史跡指定範囲では、今後、史跡の土地所有者でもある国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所による防災を目的とした砂防事業の実施が計画されている。そのため、史跡保護と市民の生命と安全にかかわる防災とを両立できるよう、史跡現状変更について適切に判断する必要がある。なお、史跡指定範囲は、砂防法に基づく砂防指定地であることから、盛土・切土や建築物その他の工作物の新築、木竹の伐採等の制限行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要となっている。

これら以外にも、史跡の保存・活用・整備・運営体制において様々な課題が数多く山積している現状がある。

### 2 史跡保存活用計画策定の目的

上記の現状に対して、遺構の保存や見学者の安全性の確保、見学者の史跡の理解等をはじめ、保存活用計画を策定することによって、今後、史跡会下山遺跡の保存と活用の必要な事項を可視化し、適切な保存と活用・整備を計画的に実施する必要がある。

また、今後の砂防事業についても明記し、史跡整備と防災工事の両方を円滑に行うことができるようにする必要がある。

### 3 史跡会下山遺跡の本質的価値（案）

- (1) 弥生時代中期後半から後期前半の社会を物語る代表的な高地性集落
- (2) さまざまな遺構とその分布から高地性集落の構造と大規模性が推定できること
- (3) 他地域から搬入された遺物から、他地域との活発な交流がうかがえること
- (4) 六甲山地からのびる尾根に立地し、眺望の良好な弥生時代の高地性集落を体感できること
- (5) 昭和30年代の発掘調査によって初めて高地性集落の構造を明らかにした学史
- (6) 市民が発見し、市民が発掘し、市民とともにあゆんできた遺跡であること

### 4 史跡会下山遺跡の保存活用の基本方針（案）

- (1) 保存の基本方針
  - ・調査研究の継続
  - ・本質的価値を守る遺構保全
  - ・防災との両立（地形の保存、文化財防災）

(2) 活用の基本方針

- ・生涯学習、学校教育、市民活動の場としての活用
- ・ハイキングの場としての活用
- ・高地性集落の眺望を体感できるビュースポットとしての活用

(3) 整備の基本方針

- ・本質的価値の可視化
- ・自然環境と一体化した整備（人工的な整備を最小限にする）

(4) 管理・運営体制

史跡指定地のすべてが国有地（所有者：国土交通省近畿整備局六甲砂防事務所）であるため、史跡会下山遺跡の管理団体に指定されている芦屋市が、所有者及び国・兵庫県・有識者の指導・意見・助言を受けながら管理・運営を行う。活用に関しては、所有者や関係部局、関係機関、地域住民、関係団体の協力を得ながら取り組みを進める。